

第五十二号議案

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「三五、二二二人」を「三五、二四一人」に改め、同表二の項中「一六、三五七人」を「一六、六四三人」に改め、同表三の項中「一〇、五九九人」を「一〇、六〇三人」に改め、同表四の項中「六、七二五人」を「六、八九四人」に改め、同表合計の項中「六八、九〇三人」を「六九、三八一人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

学校職員の定数を改める必要がある。